

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定により下記業務に係る入札参加者の資格を定めたので、同条第2項の規定により公示する。あわせて、下記により条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年2月14日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

市営茶山住宅倉庫機械警備業務

2 仕様

市営茶山住宅倉庫機械警備業務仕様書のとおり

3 契約期間等

契約締結日から令和12年3月29日まで

（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

ただし、業務期間は令和7年3月30日から令和12年3月29日まで

4 入札参加条件

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（3）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿取扱種目「警備」取扱品目「機械警備」に登録があること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく更生手続開始の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）で

ないこと。

- (5) 令和7年1月1日現在において、下関市内に本社、本店を有する業者又は下関市内の支店、支社又は営業所等に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる業者であること。

5 入札に必要な書類の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 公告の日から入札参加資格確認申請書提出期限まで
(2) 交付方法 下関市ホームページからダウンロード
(トップページ→事業者の方へ→その他の入札情報→市営茶山住宅機械警備業務に係る条件付き一般競争入札の実施について)

6 入札参加申請方法

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙1)を下関市役所本庁舎東棟2階住宅政策課に提出すること。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着のこと。

7 入札参加資格確認申請書等の提出期限

- (1) 提出期限 令和7年2月28日(金) 17時まで
(2) 提出先 〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所本庁舎東棟2階 住宅政策課

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年3月13日(木)までに電子メールにより通知する。

9 質問の方法

- (1) 本契約に関する質問は、下関市住宅政策課宛に電子メール又はファクシミリにて送付すること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

(電子メール: ksjutaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(FAX番号 083-233-7414)

- (2) 質問の期限は、令和7年2月25日(火) 15時までとする。

- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年3月18日(火) 10時30分

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟2階211号室

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 入札方法

- (1) 入札においては、入札書（別紙2）を使用すること。
- (2) 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 代理人に入札させるときは、委任状（別紙3）を提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない。）につき、1名とする。
- (6) 下関市契約規則第10条の規定に基づき定められた予定価格以下でありかつ最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち合わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (8) 予定価格以下の価格の入札がないときは、初度を含め3回を限度に再度入札を行う。

13 その他

- (1) 入札参加資格確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日。）までに書面を下関市役所本庁舎東棟2階住宅政策課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなった場合は、入札に参加できない。
- (4) 入札参加者は、入札辞退届（別紙4）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。

- (5) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 納付が必要な入札保証金の納付がないもの又はその不足するもの
 - イ 明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされたもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - オ 入札に参加するものに必要な資格の無いものとした入札及び関係法令等に定める条件に違反したもの
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 入札参加資格確認申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類は返還しない。
- (8) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (9) この入札において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (10) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 入札書又は見積書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (12) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続誓約であるため、本市は本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができる。また、当該変更もしくは解除が行われた場合においても本市は損害賠償の責めは負わない。

14 問合せ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎東棟2階 住宅政策課 担当 奥田

電 話 083-231-4101

FAX 083-233-7414